

「坂井市立地適正化計画」に基づく届け出制度のご案内

一定規模以上の開発行為、建築行為を計画されている皆様へ

坂井市では、都市計画特別措置法に基づき、2022年3月31日に「坂井市立地適正化計画」を策定し、居住誘導区域及び都市機能誘導区域等を定めています。

本計画では、今後とも人口減少や高齢化の進展が予想されるとともに、ライフライン、公共施設等の維持管理費の増大に伴う財政悪化も懸念されるため、これまで以上に持続可能な都市づくりを目指しています。

これに伴い、**居住誘導区域外**（坂井市立地適正化計画区域内に限る。）において、以下に該当する行為を行う場合、これらの行為に**着手する日の30日前**までに、行為の概要等について、市長への届け出が必要となります。

居住誘導区域とは 人口減少の中でも、生活サービス等が持続的に確保されるよう、政策的に居住を誘導して、将来にわたり一定の人口密度を維持する区域のことです。

届出の対象となる行為

【開発行為※1】

- ① 3戸以上の住宅の建築（例：アパートやマンションなど）
- ② 1戸又は2戸の住宅でその規模が1,000㎡以上（例：二世帯住宅など規模の大きい住宅）
- ③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたもの（例：社員寮や有料老人ホームなど）



【建築等行為※2】

- ① 3戸以上の住宅の新築（例：アパートやマンションなど）
- ② 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの新築（例：社員寮や有料老人ホームなど）
- ③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①、②）とする場合



※1 開発行為とは、建築物の整備にあたって宅地造成（道路や水路の整備など）等を伴うもの

※2 建築等行為とは、建築物を新築、改築、又は移転するもの

【お問合せ先】 坂井市 建設部 都市計画課

TEL : 0776-50-3050 FAX : 0776-67-7522

E-mail : keikaku@city.fukui-sakai.lg.jp

手続きの流れ

事前相談
(区域の確認等)

届出の提出
(着手の30日前)

届出の受理
(受理通知書の交付)

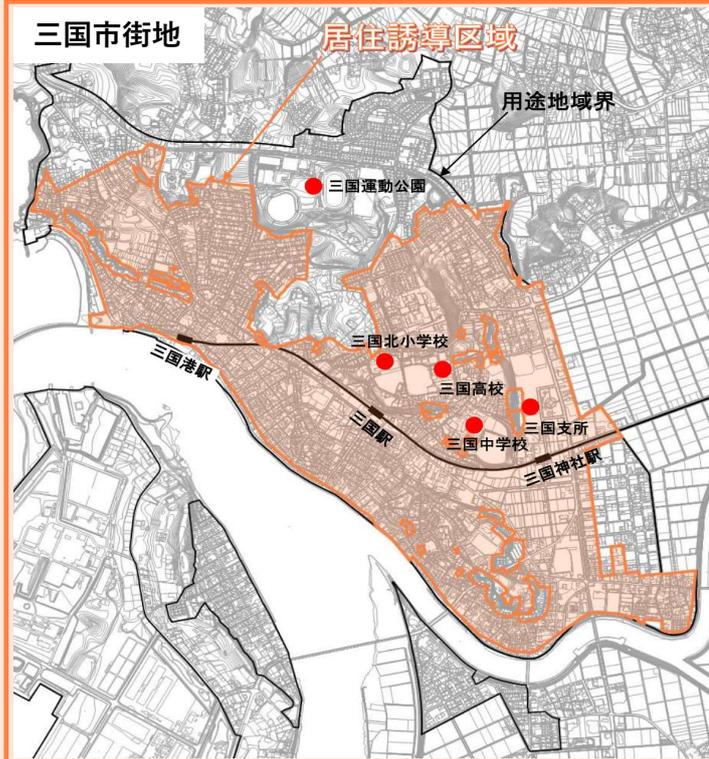
開発・建築行為等
の着手

※届出は、開発・建築行為等に着手する**30日前**までに、**1部**提出してください(変更等含む)。

※届出の受領後、市から受理通知書を交付します。

※届出の様式は、坂井市ホームページからダウンロードできます。

居住誘導区域



区域の詳細については、都市計画課にてご確認ください。